

1. ご寄付手続き関係書類について

ご寄附のお申込みに際しましては、次の書類に必要事項を記入いただき、次に記載する書類送付先(担当部署宛)にメール、郵送、FAX、持参によりご提出いただきますようお願いいたします。

【作成・提出をお願いする書類】

- 寄附申出書 1部
- 企業版ふるさと納税 寄附手続チェックシート 1部

※企業版ふるさと納税 寄附手続チェックシートは、企業様からのご寄附の申し出に伴う事務手続きを開始するにあたり、事前に浅口市において確認させていただくものとなっております。

※寄附申出書などの提出書類には、代表者印等の押印は不要です。

2. 書類提出後の手続きについて

- ① 企業様からの寄附申出を浅口市が確認・受理した後、希望される納入方法に応じた書類を作成し、通知を送付いたします。
- ② 浅口市から通知が届きましたら、寄附金の納入または振込のお手続きをお願いいたします。
 - 【現金納付】の場合 納付書データを送付いたしますので印刷していただき、金融機関の窓口で納入処理をお願いいたします。
 - 【取扱手数料は寄附者様のご負担となりますが、市が指定する金融機関※であれば手数料は不要です。】
 - ※中国銀行、広島銀行、トマト銀行、笠岡信用組合、玉島信用金庫、晴れの国岡山農業協同組合
 - 【口座振込】の場合 振込先となる市の口座情報を記載した通知文書を送付いたしますので、振込処理をお願いいたします。
 - 【振込手数料は寄附者様のご負担となります。】
- ③ 浅口市において、企業様からの寄附金の納入が確認でき次第、寄附金の受領証をお送りいたします。
 - 【納入処理が終わられましたら、その旨ご一報いただければ幸いです。】
- ④ 上記③による受領証は、税制上の優遇措置を受ける際、税の申告書に添付する必要がある場合がございますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。
 - 【受領証の再発行はできませんので、あらかじめご了承ください。】

【手続きに関するお問合せ・書類等の送付先】

〒719-0295

岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

浅口市 企画財政部 秘書政策課 宛

E-mail : hisyoseisaku@city.asakuchi.lg.jp

TEL : 0865-44-9013 FAX : 0865-44-5771